

中京大学社会科学研究所規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、中京大学学則第三〇条に掲げる社会科学研究所（以下「研究所」という。）について、その組織、運営等必要な事項を定めることを目的とする。

(所在地)

第二条 研究所は、中京大学（以下「本学」という。）名古屋キャンパスに置く。

(研究所の目的)

第三条 研究所は、社会科学及び隣接諸科学における各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野の研究者間の共同研究及び個別研究を推進し、もって新たな社会科学の創造及び発展に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第四条 研究所は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

(1) 特定の課題及びプロジェクトによる個別研究又は共同研究に基づく理論研究、実態調査及び成果公表の推進

(2) 研究会、講演会、講習会等学術研究を目的とした事業の開催

(3) 国内外の大学、専門機関又は研究者との人的交流及び共同事業

(4) 学術研究高度化推進のための事業

(5) 紀要の発行

(6) 研究叢書ちゆうしゆの刊行

(7) 関連資料の収集、整理及び利用サービスの提供

(8) その他前条に規定する目的を遂行するために必要な事項

第二章

研究所の構成

(構成)

第五条 研究所の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 研究員

(2) 特任研究員

(3) 特別研究員

(4) 客員研究員

(研究員)

第六条 研究所に研究員を置く。

二 研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。また、研究所の施設及び資料を使用することができる。

三 研究員は、次に掲げる者から選任する。

(1) 本学専任の教育職員

(2) 本学専任の教育職員であつた者で、第二一条第一項の

所長が適当と認めるもの

四 研究員は、前項に掲げる者からの所長への申出に基づき、

第二一条第三号の研究員総会の承認を得て、学長が任命す

る。

五 研究員の任期は、四月一日から翌々年三月三十一日までの

二年間とし、更新の手続による再任を妨げない。

六 前項の規定にかかわらず、研究員総会が適当と認めると

きは、研究員の任期を四月一日から翌年三月三十一日までの

一年間とすることができる。

七 研究所の目的に著しく違反する行為又は研究所の社会的

信用を失墜させる行為があるときは、学長は、研究員総会

の承認を得て、研究員を解任することができる。

八 前各項に規定するもののほか、研究員の選任、解任及び

活動に関することは、別に定める。

(特任研究員)

第七条 研究所又は研究員が行う研究活動に携わらせため、研

究所に特任研究員を置くことができる。

二 特任研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事

し、研究所の行う事業に参加しなければならない。また、

研究所の施設及び資料を使用することができる。

三 特任研究員は、第二一条第四項の研究部長若しくは第

二一条第四項の研究プロジェクト長又は研究員の推薦書、

研究業績等を記録した書類及び研究業績を示す必要資料に

基づく第二一条第四項の運営委員会の推薦により、研究員

総会の承認を得て、学長が任命する。

四 特任研究員の任期は、四月一日から翌々年三月三十一日ま

での二年間とし、更新の手続による再任を妨げない。

五 前条第六項の規定は、特任研究員について準用する。任

期の途中に研究事業の中止、大幅な変更、組織の改編等や

むを得ない事情があるときは、学長は、研究員総会の承認

を得て、特任研究員を解任することができる。

六 前各項に規定するもののほか、特任研究員の選任、解任

及び活動に関することは、別に定める。

(特別研究員)

第八条 研究所又は研究員が行う研究活動を補助させるため、

研究所に特別研究員を置くことができる。

二 特別研究員は、研究所又は研究員の指示に従つて研究活

動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。

また、研究活動の補助に必要な範囲で、研究所の施設及び資料を使用することができる。

三 前条第三項の規定は、特別研究員について準用する。

四 特別研究員の任期は、任命の日から研究員の任期満了日までとし、更新の手続による再任を妨げない。ただし、引き続き六年を超えることはできない。

五 前二項の規定にかかわらず、研究員総会は、一時的な研究の補助のために特別研究員の任用を決定することができる。この場合の特別研究員の任期は、任命の日から研究員総会が定めた日までとし、再任は認めない。ただし、研究員の任期満了日を超えないものとする。

六 任期の途中に研究事業の中止、大幅な変更、組織の改編等やむを得ない事情があるときは、学長は、研究員総会の承認を得て、特別研究員を解任することができる。

七 前各項に規定するもののほか、特別研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。

(客員研究員)

第九条 研究所に客員研究員を置くことができる。

二 客員研究員は、研究所の行う事業に参加することができる。また、研究所の施設及び資料を使用することができる。

三 客員研究員は、本学又は研究所が招聘した研究者について、運営委員会の推薦により、研究員総会の承認を得て、

学長が委嘱する。

四 客員研究員の委嘱期間は、任命の日から研究員の任期満了日までとし、運営委員会の推薦による再任を妨げない。ただし、招聘期間を超えないものとする。

五 前各項に規定するもののほか、客員研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。

(名誉所長・名誉研究員)

第二〇条 研究所は、所長又は研究員として研究所の発展に多大の寄与をなした者に対し、名誉所長又は名誉研究員の称号の授与を決定することができる。

二 前項の称号は、運営委員会の提案に基づいて研究員総会が決定し、学長が授与する。

三 第六条第一項の規定は、名誉所長及び名誉研究員について準用する。

(研究所の使用)

第二一条 研究所の構成員以外の本学専任の教育職員、事務職員、大学院学生及び学部学生は、所長の許可を得て研究所の施設及び資料を使用することができる。

二 前項の規定は、本学の客員教授、客員研究員及び兼任の教育職員について準用する。

第三章 研究所の運営

(運営組織)

第二條 研究所に、その運営のため、次の各号に掲げる職及び運営組織を置く。

- (1) 所長 一人
- (2) 副所長 一人
- (3) 研究員総会
- (4) 運営委員会
- (5) 編集委員会
- (6) 選書委員会
- (7) 企画委員会
- (8) 事務職員 若干名

(所長及び副所長)

第三條 所長は、研究所を代表し、所務を統轄する。

二 所長は、本学の教授である研究員から研究員総会が選出し、学長が任命する。

三 所長の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を失う。

四 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

五 副所長は、本学の教授である研究員から所長が指名し、学長が任命する。

六 副所長の任期は、所長の任期に準ずるものとし、再任を

妨げない。第三項ただし書の規定は、副所長について準用する。

(研究員総会)

第四條 研究員総会は、研究所の組織及び運営に関する重要事項並びに研究活動に必要な事項を審議決定する。

二 研究員総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究所の基本方針に関する事項
 - (2) 第二〇条第一項に掲げる研究部会、研究プロジェクト、研究センター等の研究組織の設置及び改廃に関する事項
 - (3) 研究員、特任研究員、特別研究員及び客員研究員の選任、解任及び活動に関する事項
 - (4) 研究所の事業の計画及び実施に関する重要な事項
 - (5) 研究所の予算及び決算に関する事項
 - (6) その他研究所が必要と認める事項
- 三 研究員総会は、本学専任の教育職員である全ての研究員で構成する。
- 四 所長は、研究員総会を招集し、その議長となる。
- 五 研究員総会は、毎年二回開催する。ただし、必要に応じて臨時研究員総会を開催することができる。
- 六 研究員総会は、その構成員総数の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。

(運営委員会)

第十五条 運営委員会は、研究所の事業の運営に資するために必要な事項を行う。

一 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 研究員総会の審議決定に基づく事業の計画及び運営に関する事項
 - (2) 予算の執行並びに予算案及び決算報告書の作成に関する事項
 - (3) 特任研究員、特別研究員及び客員研究員の推薦に関する事項
 - (4) 研究組織の設置、廃止、休止及び研究課題の変更の提案に関する事項
 - (5) その他研究所の恒常的な運営に必要な事項
- 三 運営委員会は、次に掲げる者(以下「運営委員」という。)で構成する。
- (1) 所長
 - (2) 副所長
 - (3) 運営委員長
 - (4) 大学附置研究所委員会委員
 - (5) 編集委員長
 - (6) 選書委員長
 - (7) 企画委員長

(8) 各研究部会長

(9) 各研究プロジェクト長

(10) 研究センター長

(11) 書記

(12) その他運営委員会が必要と認めた者

四 運営委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を失う。

五 運営委員長は、運営委員の互選により、選出する。

六 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

七 運営委員長の任期は、三年とし、再任を妨げない。第四項ただし書の規定は、運営委員長について準用する。

(編集委員会)

第十六条 編集委員会は、紀要の編集及び発行に関する事項の審議決定及び執行を行う。

一 編集委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 紀要の編集に関する事項
 - (2) 紀要の発行に係る研究所の各組織間の連絡調整に関する事項
 - (3) 紀要掲載論文の査読の実施に関する事項
 - (4) その他必要と認める事項
- 三 編集委員会は、本学専任の教育職員である研究員(以下

「編集委員」という。)若干名で構成する。

四 編集委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を失う。

五 編集委員長は、編集委員の互選により選出する。

六 編集委員長は、三年とし、再任を妨げない。第四項ただし書の規定は、編集委員長について準用する。

(選書委員会)

第一七条 選書委員会は、共同研究の用に供する図書並びに資料の収集及び管理に関する事項の審議決定及び執行を行う。

一 選書委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 図書及び資料の収集に関する事項

(2) 研究所の各組織が行う図書及び資料の収集に係る連絡調整に関する事項

(3) 研究所及びその各組織が所蔵する図書の整理保存に関する事項

(4) その他必要と認める事項

三 選書委員会は、本学専任の教育職員である研究員(以下「選書委員」という。)若干名で構成する。

四 選書委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を失う。

五 選書委員長は、選書委員の互選により選出する。

六 選書委員長は、三年とし、再任を妨げない。第四項ただし書の規定は、選書委員長について準用する。

(企画委員会)

第一八条 企画委員会は、学術研究事業の企画及び推進に関する事項の審議決定及び執行を行う。

一 企画委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 学術研究の推進及び研究成果の公表を目的として研究所が実施する事業の企画及び遂行に関する事項

(2) 研究所の各組織が遂行する事業に係る連絡調整に関する事項

(3) 研究所が外部機関と共同して行う事業の企画、連絡調整及び遂行に関する事項

(4) その他必要と認める事項

三 企画委員会は、本学専任の教育職員である研究員(以下「企画委員」という。)若干名で構成する。

四 企画委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を失う。

五 企画委員長は、企画委員の互選により選出する。

六 企画委員長の任期は、三年とし、再任を妨げない。第四項ただし書の規定は、企画委員長について準用する。

(事務職員)

第十九条 事務職員は、庶務、会計、出版、資料収集、整理、研究補助その他研究所の事業に必要な事務を処理する。

第四章 事業の遂行

(研究組織)

第二〇条 研究所に、その事業の遂行のため、次に掲げる研究組織を置くことができる。

- (1) 研究部会
- (2) 研究プロジェクト
- (3) 研究センター

二 本学専任の教育職員である研究員は、自由な研究の着想に基づく共同研究のテーマを設定して、前項の研究組織の設置を発議することができる。

三 前項の発議は、所定の共同研究計画書を運営委員会に提出して行うものとする。共同研究計画書の様式は、別に定める。

(研究部会)

第二一条 研究部会は、一定の研究課題に基づく共同研究の推進及び事業の遂行を行う。

二 研究部会は、運営委員会の提案に基づく研究員総会の承認により、設置する。

三 研究部会は、本学専任の教育職員である研究員三人以上

を含む研究員、特任研究員、特別研究員及び客員研究員で構成する。

四 研究部会長は、当該研究部に属する研究員及び特任研究員の互選により、当該研究部に属する本学専任の教育職員である研究員から選出し、所長が任命する。

五 研究部会長は、研究部会を統括し、研究部会会議を主宰し、並びに研究部会が推進する共同研究及び遂行する事業の代表者となる。

六 研究部会が第三項に規定する要件を満たさなくなったとき、活動を休止したとき、及び研究課題に基づく共同研究が完了したときは、運営委員会は、研究員総会に研究部会の廃止、休止又は研究課題の変更を提案しなければならない。

七 前各項に規定するもののほか、研究部会に関することは、別に定める。

(研究プロジェクト)

第二二条 研究プロジェクトは、先進的又は試行的な研究課題に基づいて、期限を定めて行う共同研究の推進及び事業の遂行を行う。

二 研究プロジェクトは、運営委員会の提案に基づく研究員総会の承認により、三年以内の期間を定めて設置する。

三 研究プロジェクトは、本学専任の教育職員である研究員

三人以上を含む研究員、特任研究員、特別研究員及び客員研究員で構成する。

四 研究プロジェクト長は、当該研究プロジェクトに属する研究員及び特任研究員の互選により、当該研究プロジェクトに属する本学専任の教育職員である研究員から選出し、所長が任命する。

五 研究プロジェクト長は、研究プロジェクトを統括し、研究プロジェクト会議を主宰し、並びに研究プロジェクトが推進する共同研究及び遂行する事業の代表者となる。

六 研究プロジェクトが第三項に規定する要件を満たさなくなったとき、活動を休止したとき、及び所定の設置期間が満了したときは、運営委員会は、研究員総会に研究プロジェクトの廃止又は研究課題の変更を提案しなければならない。七 前各項に規定するもののほか、研究プロジェクトに関することは、別に定める。

(研究センター)

第二三条 研究センターは、特に継続性及び組織性を持って遂行されるべき共同研究を推進する。

二 研究センターは、運営委員会の提案に基づく研究員総会の承認により、設置する。

三 研究センターが活動を休止したとき又は共同研究の継続的及び組織的な遂行の必要性がなくなったときは、運営委

員会は、研究員総会に研究センターの廃止又は休止を提案しなければならない。

四 前三項に規定するもののほか、研究センターの組織及び運営に関することは、別に定める。

(研究組織の外部機関との連携)

第二四条 各研究組織は、その研究目的の遂行のために必要なときは、その各組織の会議の決定により、研究所の外部の機関との間での協定の締結その他の形式で構築する連携関係に基づき、研究の共同推進及び事業の共同実施を行うことができる。

二 前項の連携関係の構築に当たって、費用の負担が必要となるときは、連携関係を構築しようとする各研究組織の長は、あらかじめ運営委員会の承認を得なければならない。連携関係の構築の後に費用の負担が必要となることが明らかになったときも、同様とする。

三 運営委員会は、前項の承認を与えたときは、連携関係の構築に伴う費用の内容を次の研究員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第五章 研究所の資料

(研究資料)

第二五条 第四条第七号の規定により研究所がその事業のために収集する資料は、研究資料として保存する。

- 二 所長は、研究所が収集する研究資料を保存する。
 - 三 研究所の構成員は、研究資料が研究所の財産であることに留意し、事業の適切な遂行並びに研究資料の適切な保存及び利用を確保するために必要な措置を講じなければならない。
 - 四 前項の規定は、各研究組織がその共同研究の遂行のために収集する資料について準用する。
 - 五 各研究組織の長は、所長の統括の下、各研究組織が収集する研究資料の保存をつかさどる。
 - 六 前各項に規定するもののほか、研究資料の保存に関することは、別に定める。
- (文書資料)
- 第二六条 会議文書その他研究所の運営のために研究所の構成員が作成し、又は取得した文書は、文書資料として保存する。
 - 二 研究所の構成員が文書資料を作成し、又は取得したときは、中京大学文書管理規程に定めるところにより、その適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
 - 三 所長は、前項の文書資料を保存する。
 - 四 文書資料の保存年限は、中京大学文書管理規程別表一に

定めるところによる。

- 五 前各項に規定するもののほか、文書資料の保存に関することは、別に定める。

第六章 会計

(会計年度)

- 第二七条 研究所の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三

一日までとする。

(経費)

- 第二八条 研究所の経費は、本学の経常費及び外部からの寄附

金、助成金その他の収入をもつて充てる。

(予算)

- 第二九条 所長は、本学予算編成時に研究所の次年度の事業の

計画書及び収支の予算案を作成し、研究員総会及び大学附

置研究所委員会の議を経て、理事会に提出しなければならない。

ない。

- 二 所長及び運営委員長は、予算原案を作成する。

(決算)

- 第三〇条 所長は、四月末日までに前年度の事業の報告書及び

収支の決算書を作成し、研究員総会及び大学附置研究所委

員会議を経て、理事会に提出しなければならない。

- 二 所長及び運営委員長は、決算書を作成する。

(監査)

第三二条 研究所の会計に係る監査は、研究員総会が選出した
監査委員が行う。

第七章 規程の改廃及び委任条項

(細則への委任)

第三三条 この規程の実施について必要な事項は、細則で定め
る。

(規程の改廃)

第三三条 この規程の改廃は、研究員総会の発議に基づく大学
附置研究所委員会の議を経て、協議会が行う。

附則

この規程は、一九七九年六月二四日から施行する。

附則

この規程は、一九八一年一〇月一五日から施行する。

附則

この規程は、一九九四年四月一日から施行する。

附則

この規程は、一九九六年二月八日から施行する。

附則

この規程は、二〇〇五年四月一日から施行する。

附則

この規程は、二〇〇八年一月二日から施行する。

附則

この規程は、二〇〇九年一月二日から施行する。

附則

この規程は、二〇一〇年四月一日から施行する。

附則

一 この規程は、二〇一四年四月一日より施行する。

二 この規程の施行の日に既に設置されている研究部会、研究
プロジェクト及び研究センターは、この規程によって設置さ
れたものとみなす。

中京大学社会科学研究所規程施行細則

(目的)

第一条 この細則は、中京大学社会科学研究所規程（以下、「規程」という。）第三条に基づき、研究所が行う事業の詳細について定めることを目的とする。

(研究例会)

第二条 規程第四条第二号に規定する研究会として、研究例会を原則として毎月一回開催する。ただし、八月は、休会とする。

(学術講演会及び講習会)

第三条 規程第四条第二号に掲げる講演会として、学術講演会を原則として年一回開催する。

二 規程第四条第二号に掲げる講習会は、必要に応じて開催する。

(紀要)

第四条 規程第四条第五号に掲げる研究所の紀要は、「社会科学研究」とし、原則として年一回発行する。

二 紀要は関係者、関係する研究機関等に配布し、部数は各一部とする。

三 抜き刷りは一〇〇部まで無料とし、これを超えるものに

ついては執筆者が実費を支払つものとする。

四 前三項までに規定するもののほか、紀要に関することは、編集委員会が定める。

(研究叢書)

第五条 規程第四条第六号に掲げる研究叢書は、研究上高度の必要性がある場合に刊行する。

二 研究叢書の刊行は、研究員総会の承認を得て行つ。

(関連資料)

第六条 規程第四条第七号に掲げる関連資料の収集に要する費用は、予算化する。

二 関連資料の貸出しについては、中京大学社会科学研究所図書及び資料に関する内規及び中京大学社会科学研究所図書及び資料に関する内規細則に定めるところによるほか、中京大学図書館規程に準ずる。

三 前三項までに規定するもののほか、関連資料の収集及び管理に関することは、運営委員会及び選書委員会が定める。

(細則の改廃)

第七条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て、研究員総会が行う。

附則

この施行細則は、一九八〇年二月一四日から施行する。

附則

この施行細則は、一九九六年二月八日から施行する。

附則

この施行細則は、二〇〇五年四月一日から施行する。

附則

この施行細則は、二〇〇九年一月一日から施行する。

附則

この施行細則は、二〇〇九年六月三日から施行する。

附則

この施行細則は、二〇〇九年一月一四日から施行する。

附則

この施行細則は、二〇一四年四月一日から施行する。

中京大学社会科学研究所附属台湾史研究センター運営規則

第一条 中京大学社会科学研究所規程第四条第四項に基づき、研究所附属研究機関として台湾史研究センターを設置し、ここにその運営規則を定める。

第二条 本研究センターは、本研究所が行っている台湾史研究の成果を広く公開し、台湾史研究の基盤を整備し、以て台湾史研究の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本研究センターは、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 台湾総督府文書目録の編纂
- (2) 台湾総督府文書目録のデータベースの構築と管理
- (3) 台湾史に関する史料の収集と編纂及び刊行
- (4) 台湾史研究の成果の提供
- (5) 台湾史研究の人材育成及び研究支援活動
- (6) その他必要な事項

第四条 本研究センターにセンター長一名を置き、その職務は当面台湾研究部会長が兼務する。

二 本研究センターに顧問を置き、名誉職とする。

第五条 本研究センターの運営は、当面台湾研究部会が担当する。

第六条 本研究センターの運営については、基本的方針などは研究所の研究員総会又は運営委員会において決定し、細部は研究センター運営会議で決定される。

第七条 本規則の改廃は、研究員総会においてなされる。

第八条 本規則は、二〇〇八年一月一日より施行する。

本規則は、二〇〇九年一月一日より施行する。

本規則は、二〇〇九年四月二日より施行する。